

第50回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年5月26日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）



開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階NSスカイ
カンファレンス ホールA・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前に議決権行使いただき、極力ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会ご出席株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37

セントラル警備保障株式会社

証券コード：9740

証券コード 9740
2022年5月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル
セントラル警備保障 株式会社
代表取締役社長 澤 本 尚 志

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページから3ページのご案内に従って2022年5月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階NSスカイカンファレンス ホールA・B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより、事前に議決権行使していただき、極力ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。株主総会ご出席株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.we-are-csp.co.jp>）に掲載いたしますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

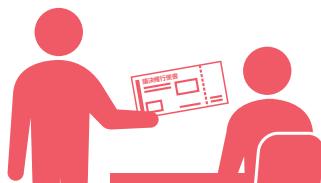
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

従って、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査役及び監査役会が監査をした対象の一部です。また株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合も同様に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席



株主総会開催日時

**2022年5月26日（木曜日）
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限

**2022年5月25日（水曜日）
午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎️® **0120-652-031** (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎️® **0120-782-031** (平日9:00～17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使



行使期限

2022年5月25日（水曜日）
午後5時行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



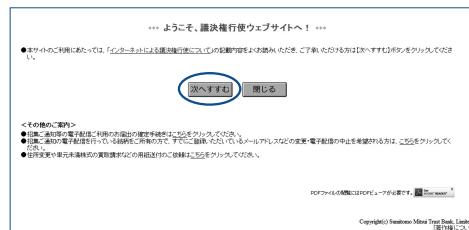
バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

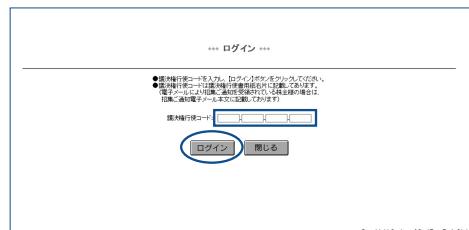
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場を見合わせていただいた株主さまにおかれましては、インターネットで株主総会の模様をライブ配信いたしますので、ご視聴ください。

なお、本ライブ配信はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネットなどにより議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。



1. 配信日時

2022年5月26日(木)午前10時から株主総会閉会まで

3. ご視聴に関する注意事項

- ① 会社法第314条に基づくご質問などではできませんのであらかじめご了承ください。
- ② ご利用される機器やインターネットの通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ③ ご視聴にともなう通信料金などは株主さまのご負担となります。
- ④ 音声および映像データの公開を目的とした、音声・動画の録画はご遠慮ください。
- ⑤ IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ⑥ ライブ中継の音声は日本語のみとなります。
- ⑦ 快適にご視聴いただくために、スマートフォン・タブレットなどでは、Wi-Fi環境での視聴を推奨いたします。
- ⑧ 万一、何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

4. 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

- ご来場の株主さまのプライバシーを配慮し、映像は議長席および役員席付近のみとなります。
- 会場内における質疑応答の際は、個人を特定した撮影や名前の読み上げは行いません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分につきましては、経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しながら、株主の皆様業績に応じた利益還元を図るため、配当性向を考慮しつつ、安定した配当を継続的にを行うことを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期は業績が比較的好調であることから、1株2円の特別配当をすることとし、当期末の配当は1株につき25円といたしました。これにより、当期の年間配当は48円になります。

1

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額365,604,575円

2

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1 定款変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

変更案第2条のとおり、事業内容の記載を整理するとともに、今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるよう、事業目的を追加変更いたします。

(2) バーチャルオンリー株主総会に関する変更

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められています。

バーチャルオンリー株主総会は、新型コロナウイルス等の感染症拡大時における株主総会の開催に資するほか、遠隔地の株主様にも出席の可能性を拡大する可能性があるなど、株主総会の活性化・効率化・円滑化に繋がるものと考えており、変更案第13条のとおり変更を行います。

ただし当社といたしましては、当面は感染症の拡大局面や、大規模災害等の非常事態において、通常の株主総会を開催することが株主様の利益に照らし適切でないと判断した場合に限り、バーチャルオンリー株主総会を開催するものと考えておりますが、今後の社会全体のDX化の動向も勘案して、開催の是非について検討してまいります。

また、本議案における定款変更の効力は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」といいます）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとします。

従って、本確認に関する附則を設けております。

(3) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社現行定款を変更いたします。

変更案第17条では、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けます。

これにより現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため削除いたします。

また、上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けております。

現行定款	変更案
<p data-bbox="158 158 272 189">附 則</p> <p data-bbox="158 219 740 279">1. 本定款は、平成28年5月26日に一部改定し、実施する。</p> <p data-bbox="400 317 498 347"><新設></p>	<p data-bbox="763 158 876 189">附 則</p> <p data-bbox="763 189 1338 249">1. 本定款は、<u>2022年5月26日</u>に一部改定し実施する。</p> <p data-bbox="763 279 1338 506">2. 定款第13条（招集地）第2項の変更案は、<u>産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則第2項は、効力発生日経過後、削除する。</u></p> <p data-bbox="763 506 1338 627">3. <u>現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="763 627 1338 725">4. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="763 725 1338 816">5. <u>本附則第3～5項は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日の何れか遅い日後に削除する。</u></p>

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展により、昨年の9月末には緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全国的に解除される等、経済活動の再開に向けた動きがみられました。しかしながら、年明けより、同感染症の新たな変異株による感染者数が急拡大に転じております。また、資源価格の上昇やウクライナ情勢の影響など、経済環境は依然不透明な状況となっております。

警備業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い一時的な警備需要が発生しましたが、いまだ同感染症による影響が続いております。お客さまに安全・安心を提供する業界といたしましては、警備員の感染による警備サービスの提供停止あるいは規模の縮小は、お客さまに多大な影響を及ぼすため、徹底した感染予防と拡大防止の対応を継続しており、厳しい事業環境下に置かれております。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画を見直し「Creative 2025」として、持続的な成長と更なる企業価値の向上に努め「安心と信頼を創造する技術サービス企業」を目指し、事業を展開してまいりました。

当社は、昨年の3月10日に創業55周年を迎えました。55周年を機に、約25年間着用してきた警備用の制服を、新たなデザインの制服にリニューアルいたしました。また、イメージキャラクターを務めている「岡田准一さん」が出演するCMの新バージョンを作成し、放映を開始しております。キャッチフレーズは「常識を超えろ、昨日までの安心を超えろ」とし、最新の技術を活用した今までにない警備サービスを提供していくことを表現しております。

東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中は、競技会場における人的警備をはじめ、首都圏の一部駅における手荷物検査実施に伴う危険物探知犬を活用した警備や、競技場周辺での、観客の過度な密集による雑踏事故の未然防止を目的とした、バルーンカメラによる上空からの監視サービスを提供し、これらを無事に実施し完遂することができました。

また、新商品・新事業として様々な取り組みも展開してまいりました。小型ドローンを活用した屋内設備点検・監視巡回サービス事業の立ち上げ、トライアル運用を実施してまいりました自律走行型警備ロボットの商用運用サービスの提供開始、また、中小企業向けサイバーセキュリティ対策として「CSPサイバーガード」の販売を開始しました。

東北地区における収益最大化を目的とした施策については、昨年の6月末にCSP東北株式会社が新たに連結子会社として加わり、当社グループの総合力の更なる強化を図ることができました。

ダイバーシティの推進では「多様な人材が働きがいを実感できる会社にする」をスローガンとして、女性の職域拡大、両立支援及び女性社員のキャリア形成を支援する制度を拡充し、障がい者の雇用機会の創出として専従部門を設立するなど、全ての社員が働きがいを実感できる職場環境の整備を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は690億70百万円（前連結会計年度比2.4%増）、利益面につきましては、営業利益は51億75百万円（同12.9%増）、経常利益は56億39百万円（同13.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億67百万円（同17.2%増）となりました。

（セキュリティ事業）

常駐警備部門につきましては、コロナ影響による契約先からの警備業務の見直し要請を受けましたが、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う臨時警備により、売上高は343億26百万円（前連結会計年度比0.1%減）となりました。

機械警備部門につきましては、画像関連サービスが堅調に推移したことから、売上高は218億71百万円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。

運輸警備部門につきましては、コロナ影響による契約先の休業対応等により、売上高は34億84百万円（前連結会計年度比7.8%減）となりました。

工事・機器販売部門につきましては、防犯カメラの設置販売を中心とした画像関連システムなどが好調に推移し、売上高は77億15百万円（前連結会計年度比17.3%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度のセキュリティ事業セグメントの売上高は673億98百万円（前連結会計年度比2.5%増）、セグメント利益（営業利益）は47億66百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。

（ビル管理・不動産事業）

ビル管理・不動産事業につきましては、清掃業務や電気設備の保安業務等の建物総合管理サービス及び不動産賃貸を中心に事業を行っております。当連結会計年度のビル管理・不動産事業セグメントの売上高は16億72百万円（前連結会計年度比1.9%減）、セグメント利益（営業利益）は4億7百万円（前連結会計年度比0.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は15億94百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの設備投資には、自己資金及び長期借入金を充当いたしました。

区 分	設 備 内 容	金 額 (千円)
セキュリティ事業	機械警備関係警報装置	961,175

(3) 今後の見通し

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展及び経口ウイルス薬の供給などにより、緩やかに回復基調に向かうことが期待されますが、一方で世界的な半導体不足、資源価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻などもあり、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

こうした情勢のもと、当社グループの見通しは、前年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う臨時警備の反動及びコロナの影響による鉄道事業者を中心とした主要顧客の業績回復の遅れ、昨今の物価上昇に配慮した雇用環境の改善による人件費の増加などにより、厳しい業績が予想されますが、中期経営計画「Creative 2025」の最終年度に向け、品川地区を中心とした再開発件名の警備サービスの提供を目指してまいります。また、コロナ禍における環境変化にも柔軟に対応し、引き続き持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。2023年2月期の当社グループの連結業績は、売上高660億円（前年同期比4.4%減）、営業利益40億円（前年同期比22.7%減）、経常利益43億円（前年同期比23.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益27億円（前年同期比26.4%減）を予想しております。

未だ長引くコロナの影響を受けるなか、当社の懸念事項は、主要顧客等からの警備業務の見直し要請を受けることではありますが、当社が提供する警備サービスは、安定的な施設警備（常駐警備・機械警備）が中心であり、警備サービスが急激に中止・解約となるものではありません。引き続き警備品質の向上に努めるとともに、今後も安定した収益確保に努めてまいります。

今後、人的資源が減少する一方、監視カメラを中心とした多くのセキュリティ機器の監視業務を、効率的に実施することが求められます。このような需要に応えるため、当社は監視カメラ、画像解析など各種システムを統合した「セキュリティプラットフォーム」の開発に着手し、品川地区の再開発事業への稼働を目指します。

企業経営において重要視されるサステナビリティの推進体制について、持続的な企業価値の向上及びステークホルダーの信頼向上を目的として、新たにサステナビリティ委員会及び同推進室を3月1日付で新設いたしました。これにより、サステナビリティの各取り組みと経営戦略を、一体として推進してまいります。

本年4月に再編される新市場区分において、当社は「プライム市場」への移行を選択し、今後も多くの投資家の皆様の投資対象となりうるよう、企業価値向上を目指してまいります。

中期経営計画「Creative 2025」の推進により、経営基盤を確固たるものとし、警備会社として大切な安全・安心・信頼をお客さまにお約束するとともに「安心と信頼を創造する技術サービス企業」を目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2019年2月期)	第48期 (2020年2月期)	第49期 (2021年2月期)	第50期 (当連結会計年度 (2022年2月期))
売上高 (千円)	62,397,478	67,814,081	67,443,224	69,070,909
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,222,916	2,871,614	3,128,208	3,667,711
1株当たり当期純利益 (円)	152.36	196.82	214.41	251.38
総資産 (千円)	50,467,549	57,211,426	61,612,217	59,792,143
純資産 (千円)	24,458,145	27,869,893	31,424,945	33,432,375
1株当たり純資産額 (円)	1,573.10	1,782.76	2,015.55	2,137.66

(注) 2020年2月期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)の適用により表示方法の変更を行ったため、2019年2月期の総資産は当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
CSPビルアンドサービス株式会社	50,000	100.0	建物総合管理及び不動産賃貸
関西シーエスピー株式会社	15,000	100.0	警備請負及び建物総合管理
エスシーエスピー株式会社	40,000	100.0	警備請負
新安全警備保障株式会社	100,000	71.5	警備請負
株式会社HOP E	8,000	51.0	持株会社
長野県パトロール株式会社	10,000	(注) 1	警備請負及び建物総合管理
長野県交通警備株式会社	10,000	(注) 1	警備請負
株式会社特別警備保障	96,000	67.0	警備請負
株式会社CSPパーキングサポート	89,500	67.0	コインパーキングの各種サポート業務
シーティディーネットワークス株式会社	20,000	51.0	通信電気工事
株式会社グラスフィアジャパン	10,000	(注) 2	カメラ輸入販売
CSP東北株式会社	20,000	67.4	警備請負

(注) 1. 長野県パトロール株式会社及び長野県交通警備株式会社の2社は株式会社HOP Eの完全子会社であり、同2社の株式は株式会社HOP Eを通じての間接所有となっております。

2. 株式会社グラスフィアジャパンはシーティディーネットワークス株式会社の完全子会社であり、同社の株式はシーティディーネットワークス株式会社を通じての間接所有となっております。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

事業区分	主な業務内容
セキュリティ事業	常駐警備業務、機械警備業務、運輸警備業務の各警備サービス並びに防犯、防災機器及び設備の工事・機器販売
ビル管理・不動産事業	清掃、電気設備保安業務等の建物総合管理サービス、不動産賃貸及び保険代理店業務

(7) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

名	称	名	称
当社		本 社	：東京都新宿区 事業部：指令統括事業部、中央事業部、東京事業部、東京システム事業部、東京警送事業部、関西事業部、沖縄事業部 (計7事業部) 支 社：多摩、横浜、埼玉、千葉、名古屋、三島、札幌、仙台 京都、広島、福岡 (計11支社)
C S Pビルアンドサービス株式会社		本 社	：東京都新宿区
関西シーエスピー株式会社		本 社	：大阪府大阪市淀川区
エスシーエスピー株式会社		本 社	：東京都渋谷区
新安全警備保障株式会社		本 社	：茨城県水戸市
株式会社H O P E		本 社	：長野県小諸市
長野県パトロール株式会社		本 社	：同上
長野県交通警備株式会社		本 社	：同上
株式会社特別警備保障		本 社	：神奈川県平塚市
株式会社C S Pパーキングサポート		本 社	：東京都渋谷区
シーティディーネットワークス株式会社		本 社	：東京都中央区
株式会社グラスフィアジャパン		本 社	：東京都中央区
C S P東北株式会社		本 社	：宮城県仙台市

(8) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
6,653名	139名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,794名	92名減	43.4歳	14.3年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	2,580,672
三井住友信託銀行株式会社	888,000
株式会社八十二銀行	671,585

(注) 借入額は短期借入金と長期借入金の合計で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,816,692株 (自己株式 192,509株を含む)
 (3) 株主数 11,161名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東日本旅客鉄道株式会社	3,704	25.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,139	7.79
セントラル警備保障社員持株会	505	3.45
セントラルセキュリティリーグ持株会	475	3.25
三井物産株式会社	445	3.05
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	428	2.93
株式会社三井住友銀行	310	2.12
株式会社みずほ銀行	303	2.07
竹花長雅	232	1.59
徳田伸子	223	1.53

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式192,509株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	鎌 田 伸一郎	関西シーエスピー株式会社取締役 りらいあコミュニケーションズ株式会社社外監査役 森尾電機株式会社社外取締役 一般社団法人東京都警備業協会会長 一般社団法人全国警備業協会副会長
代表取締役執行役員社長	澤 本 尚 志	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小久保 正 明	営業本部長兼沖縄営業担当 株式会社C S Pパーキングサポート取締役 株式会社C S Pほっとサービス代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	堀 場 敬 史	警務本部長兼西日本統括担当 エスシーエスピー株式会社取締役 株式会社特別警備保障取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	菅 野 秀 一	管理本部長兼経営企画部長兼業務改革推進室長 シーティーディーネットワークス株式会社取締役 株式会社グラスフィアジャパン取締役 株式会社HOPE取締役 長野県パトロール株式会社取締役 長野県交通警備株式会社取締役 C S Pビルアンドサービス株式会社取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	阪 本 未来子	営業本部副本部長 新安全警備保障株式会社取締役
社 外 取 締 役	鈴 木 學	株式会社ヤシマキザイ特別顧問
社 外 取 締 役	檜 山 竹 生	株式会社エイビット代表取締役社長
社 外 取 締 役	唐 津 真 美	高樹町法律事務所弁護士 株式会社ウエディングパーク社外監査役 ULSグループ株式会社社外取締役
常 任 監 査 役	田 端 智 明	

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社外監査役	後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所弁護士 株式会社プリンスホテル社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役 国立大学法人東京医科歯科大学特命副学長 フクダ電子株式会社社外監査役
社外監査役	宮田 泰平	
社外監査役	三輪 美恵	東日本旅客鉄道株式会社執行役員事業創造本部部長

- (注) 1. 取締役鈴木 學氏、取締役檜山竹生氏及び取締役唐津真美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役鈴木 學氏及び取締役檜山竹生氏につきましては、2016年6月6日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。取締役唐津真美氏につきましては、2021年5月27日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
2. 監査役後藤啓二氏、監査役宮田泰平氏及び監査役三輪美恵氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役後藤啓二氏につきましては、2012年5月24日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。監査役宮田泰平氏につきましては、2020年5月29日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
3. 阪本未来子氏、唐津真美氏は、2021年5月27日開催の第49回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
4. 三輪美恵氏は、2021年5月27日開催の第49回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
5. 2021年5月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、取締役小俣力男氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2021年5月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤敦子氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鈴木學氏、取締役檜山竹生氏、取締役唐津真美氏、監査役後藤啓二氏、監査役宮田泰平氏及び監査役三輪美恵氏との間で責任限定契約を締結しております。

当契約は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定められた額としており、かつ当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となる職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない場合に限定されております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の全取締役、全監査役及び全執行役員を対象として締結しております。

②保険契約の内容の概要

被保険者が当社役員等としての職務の遂行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担いたします。なお、当該保険契約は、任期途中で更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬総額

区 分	報酬等の額		報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
	(千円)		基本報酬	賞与	株式交付信託	
取 締 役 (うち社外取締役)	212,261 (11,550)	146,950 (11,550)	46,000 —	19,311 —	10 (3)	
監 査 役 (うち社外監査役)	35,400 (12,600)	29,400 (12,600)	6,000 —	— —	5 (4)	
合 計	247,661	176,350	52,000	19,311	15	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年5月30日開催の第47回定時株主総会において年額360,000千円以内(うち株式交付信託は50,000千円以内)と決議いただいております。当該決定に係る取締役の員数は12名となります。
2. 監査役の報酬限度額は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該決定に係る監査役の員数は5名となります。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与52,000千円(取締役46,000千円、監査役6,000千円)を含めております。
4. 報酬等の額には、2021年5月27日付で退任した取締役1名及び監査役1名の報酬を含んでおります。
5. 報酬等の額には、2019年7月30日より導入した取締役向け株式交付信託の当事業年度の費用計上額19,311千円が含まれております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬は、役位毎に定める毎月毎に支給する固定報酬、前年度からの連結営業利益の増減率をKPIとする賞与(業績連動報酬)および、株式報酬規則に定めた役位別のポイントを年度毎に付与する株式交付信託(非金銭報酬)の3本柱で成り立っております。各々の報酬の割合は、概ね7対3対1の割合の構成をベースとしております。

事業年度毎の取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容は当該決定方針と整合し、かつ報酬委員会(本年より指名報酬委員会へ改組)からの答申を尊重しており、当該決定方針に沿うものとなっております。

指名報酬委員会は、当社の業績や従業員給与とのバランスのほか、外部調査機関による役員報酬に関する調査結果の中から、同規模他社の水準も参考として取締役の個人別の報酬を決定しております。

業績連動報酬(賞与)については、支給対象を業務執行取締役とし、前年度の支給額に連結営業利益の増減率を乗除して支給しております。また支給にあたっては、増減ともに20%までの制限額を設けております。

当社といたしましては前述のとおり、同規模上場他社の事例等を調査した結果、連結営業利益を業績連動報酬の算定基準として採用することが妥当と考えております。

株式交付信託につきましては、支給対象を業務執行取締役とし、役位に応じて株式報酬規則に定められたポイントを毎年付与し、退任時に在任期間中に支給したポイント数に基づき、当社普通株式を交付いたします(1ポイントあたり1株)。

なお、指名報酬委員会は、社外取締役3名、社内取締役2名で構成され、委員長は檀山竹生(社外取締役)、委員は鈴木學(同)、唐津真美(同)、澤本尚志(取締役)および、堀場敬史(同)の計5名となっております。

監査役の報酬は、各監査役の役位および担当に基づき、監査役会において各監査役間の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	鈴木 學	株式会社ヤシマキザイ特別顧問	兼職先は当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	檜山 竹生	株式会社エイビット代表取締役社長	兼職先と当社の間には通信費の支払が発生しますが、連結売上高に占める割合は0.01%以下であり、独立性を妨げる恐れはありません。
社外取締役	唐津 真美	高樹町法律事務所 弁護士 株式会社ウエディングパーク社外監査役 ULSグループ株式会社社外取締役	いずれの兼職先も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士 株式会社プリンスホテル 社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役 国立大学法人東京医科歯科大学特命副学長 フクダ電子株式会社社外監査役	いずれの兼職先も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	三輪 美恵	東日本旅客鉄道株式会社執行役員事業創造本部部長	兼職先は当社の発行済株式の25%以上を保有する、東日本旅客鉄道株式会社の執行役員であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 學	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員を務めました。
社外取締役	檜山 竹生	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の議長に就任しております。
社外取締役	唐津 真美	社外取締役就任後に開催された取締役会10回中10回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	後藤 啓二	当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宮田 泰平	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、長年にわたり培った企業経営に係る専門的知識から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	三輪 美恵	社外監査役就任後に開催された取締役会10回中10回、監査役会10回中10回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

なお、社外役員が取締役会及び監査役会を欠席する場合においても、全ての配付資料は事前もしくは事後に当該役員に遺漏なく配付され、必要に応じて議案等に対する意見を伝えることができます。

ご参考：当社取締役・監査役のスキルマトリックス

当社が取締役・監査役に期待する役割や専門性を示しております。なお、当社取締役・監査役が有する全てのスキルを表示するものではありません。

	業務執行	監督	監査/ 内部統制	経営戦略 /企業戦略	人事/法務 /リスク管理	警備事業	研究/開発	技術/IT /DX	営業 /顧客戦略	財務/会計 /M&A	品質向上 /CS	ブランディング /マーケティング	ESG/IR	国際
鎌田 伸一郎	●	●		○		○		○			○		○	
澤本 尚志	●	●	●	○	○		○	○		○			○	
小久保 正明	●			○					○		○			
堀場 敬史	●				○	○		○	○		○			
菅野 秀一	●		●	○				○		○			○	○
阪本 未来子	●								○		○	○		
鈴木 學		●		○					○			○		
檜山 竹生		●					○	○						
唐津 真美		●			○					○				○
田端 智明			●	○	○	○								
後藤 啓二			●		○	○							○	
宮田 泰平			●		○									○
三輪 美恵			●	○			○					○		

凡例：担当● スキル○

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,869

- (注) 1. 監査役会は、これまでの会計監査人の職務遂行状況に照らし、また会計監査人から今期の監査計画の説明を受け、提出された報酬見積もりの算出根拠が適切であるかどうかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識基準の適用に向けた指導・助言等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査役会の定めた「会計監査人の再任の可否に係る評価基準」に外れた場合、その他必要があると判断した場合には会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づいて当該議案を株主総会に提出いたします。

また会計監査人が法令解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守をはじめとした企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけています。

その実現のために、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築き、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めております。

その詳細につきましては、下記のとおりです。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- ② 監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規則、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に基づいて、取締役の職務の執行を監査する。
- ③ 社外取締役と監査役は、非業務執行役員連絡会を構成し、監査役及び監査役会による監査結果を共有する。
- ④ 当社は社内通報制度を整備し、取締役のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査役会に通報させる。

(2) 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社員等(執行役員及び社員)は就業規則を守り、組織規則に基づいて職務を分担し、権限規則に基づいて職務を執行し、稟議規則に基づいて必要な手続きを採る。
- ② 取締役会は、社内の職務の執行手続きが、法令及び定款に適合するよう社内規則を定め、取締役は、社員等が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導する。
- ③ 監査部長は、内部監査規則に基づいて、社員等の職務の執行が法令、定款及び社内規則に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。
- ④ 当社は、社内通報制度を整備し、社員等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長または外部通報窓口(独立した弁護士)に通報させる。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。
なお取締役は、執行役員を兼務することができる。
- ② 代表取締役は、原則として毎月一回、取締役会を開催するほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。
- ③ 代表取締役は、原則として毎月二回、常勤の取締役及び監査役（以下「役員」という）を構成員とする経営会議を開催し、取締役会に上程する重要な事項等について、予め十分に審議を行う。
- ④ 社外取締役は、非業務執行役員連絡会において、取締役会に上程する重要な決議事項等について、予め説明を受ける。
- ⑤ 代表取締役は、必要に応じて取締役及び執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。
- ⑥ 取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について審議した内容を答申し、取締役の指名及び報酬に関する手続の公正性、透明性及び客観性を確保する。

(4) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステムで定める諸手続きによる。
- ② 総務部は、株主総会及び取締役会の議事録及び資料を作成、保存し、管理する。
- ③ 当社は、その他、取締役が出席する定例会議について事務局を担当する部課を定め、事務局担当部署は、その議事録及び資料を作成、保存し、管理する。

(5) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、または損失を軽減する。
- ② 実際に危険が発生し、または発生が予見されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じ社外の専門家(弁護士、税理士、コンサルタント等)を活用し、損失の拡大を防止する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制について
 - ア 当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規則」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。
 - イ 子会社の経営上の重要な案件については、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、事前に関係書類の提出を求めるなど、協議のうえ、意思決定を行う。
 - ウ 当社は、子会社から業務執行状況及び決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。
- ② 子会社の損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規則その他の体制について
経営企画部は、子会社のリスクをはじめ当社グループ全体のリスクの把握・管理を行う。
グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社の総務部長及び経営企画部に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、グループ各社は、各社ごとにリスク管理体制を整備する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ア 経営企画部は、子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業及び経営の両面から子会社の指導・支援を実施する。
 - イ 経営企画部は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等に係る書面の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握し、定期的に当社取締役会に報告する。
- ④ 子会社の取締役等及び社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ア 当社役員及び社員等を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規則」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。
 - イ 当社の監査部は、経営企画部と協力し、「関係会社管理規則」に基づき、法令や社内規則等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
 - ウ 当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い、また報告を求めることができる。
 - エ 当社は連結子会社を対象とする社内通報制度を整備し、子会社の取締役等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を当社業務監査室長に通報させる。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき社員等(以下「監査役スタッフ」という)に関する事項並びに監査役スタッフの当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査役会との協議により、監査役スタッフとして必要な能力を備えた必要な人員を、専任または兼務として配置する。
- ② 監査役スタッフの職務については専ら監査役の指揮を受け、属する組織の上長等の指揮権から独立したものとする。
- ③ 監査役スタッフの異動、評価、処遇及び賞罰等人事上の案件については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

(8) 当社の取締役及び社員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、取締役会及び経営会議等において、社員等は、その他監査役が出席する会議において、定期的または随時に、担当する業務の執行状況を監査役へ報告する。
- ② 監査役は、取締役会に出席して審議、報告を聴取し意見を述べるほか、経営会議、グループ戦略会議、賞罰委員会及びその他監査役会が必要と認める会議に、その全体または代表を出席させることができ、またその議事録の提出を求めることができる。
- ③ 当社は、監査役が監査に必要とする資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。
- ④ 取締役及び社員等は、以下に定める事項が発生または決定したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - イ 取締役の職務に関する不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
 - ウ 内部通報制度に基づいて通報された事実
 - エ 公的機関の立ち入り検査及び外部監査等
 - オ 公的機関から受けた行政処分等
 - カ 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
 - キ 業績及び業績見込みの公表、その他重要な開示事項の内容
 - ク 監査契約の変更
 - ケ 内部統制システムの変更

(9) 子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。

(10) 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報規則」に準じ、通報窓口が通報・相談の受付、事実確認及び調査等知り得た秘密事項の漏えいを禁止し、漏えいした場合には当社社内規則に従い処分を課す。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、必要でない認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用を支払いまたは債務を処理する。

(12) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会と監査役会は、原則として四半期に一回、定例的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。
- ② 当社は、監査役と会計監査人及び監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境を整備する。
- ③ 当社は、監査役が監査に必要と認める場合に、社外の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用できることを保証する。
- ④ 当社は、監査役監査が円滑に行われるよう、監査役とグループ会社各社の取締役、監査役及び社員等が情報交換し、意思疎通が図られる環境を整備する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第50期事業年度中の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会及び監査役(会)は、法令及び定款に照らし、各規則に基づいて取締役の職務執行を監督または監査しております。
また、取締役の不正に関しては、監査役会へ通報する制度を整備し運用しております。
- ② 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、社員等（執行役員及び社員）が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導しております。
監査部長は、社員等の職務の執行が法令及び、定款等に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役及び監査役(会)に報告しております。
また、社員の不正に関しては、業務監査室長へ通報する制度を整備し運用しております。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、経営会議で、業務の執行ほか取締役会に上程される重要審議事項等を審議し、また、取締役会で、経営にかかわる重要事項を審議、決定しております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会資料の作成、保存及び管理、また、取締役会の議事録、資料の作成、保存及び管理は総務部が行っております。
取締役が出席するその他の定例会議については、事務局を担当する部課を定めて、その議事録及び資料の作成、保存及び管理を行っております。
- ⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、または軽減しております。
また、必要に応じて顧問弁護士等社外の知識を動員して損失の拡大防止を図っております。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ戦略会議を年2回開催し、グループ会社全体の業務に関する必要な情報の共有並びに、意見交換を通じて意識の疎通を図っております。
また、グループの基本方針に基づくグループ会社各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じて各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めております。

- ⑦ 監査役スタッフに関する事項並びに監査役スタッフの当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役スタッフとして課長級の社員を1名配置しております。
監査役スタッフは、その職務については専ら監査役の指揮を受け、属する上長等の指揮権から独立して監査役の補助業務を実施しております。
- ⑧ 当社の取締役及び社員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、取締役及び社員等から職務の執行状況等に関して、監査役(会)に定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項については、随時速やかに報告を行っております。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
常勤の監査役は、⑥に定めるグループ会社会議に出席し報告を受けるほか、主に連結子会社に対する調査を実施し、当該子会社の取締役及び監査役等から報告を受けております。
- ⑩ 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前項の当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けた事例はありません。
- ⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役(会)に係る各種の職務執行費用につきましては、遅滞無く処理されております。
- ⑫ その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役(会)は定期的または随時に会計監査人、監査部及び社外取締役と、監査結果等に関する情報交換を行っており、監査役(会)は、効率的かつ実効的に監査を実施しております。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を反社会的勢力排除に向けた基本方針としております。

- ① 反社会的勢力に対し、毅然とした態度を保持し、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供その他一切の商取引を行なわない。
- ③ 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶する。

(整備状況)

当社は、就業規則等の行動規範に反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、全役員への周知徹底に努めております。

また、総務部を統括部署として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するなど、関係機関及び顧問弁護士等との密接な連携により、不当要求が発生した場合に速やかに対処できる体制を構築し、対応方法等について対応マニュアルを整備しております。さらに、警備請負契約書等の取引契約書に反社会的勢力の関係排除条項を明記し、反社会的勢力との商品及びサービスの提供その他一切の商取引を排除する仕組みを整備しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	31,354,405	流動負債	19,012,622
現金及び預金	16,854,331	買掛金	2,005,119
受取手形及び売掛金	920,985	短期借入金	2,982,005
未収警備料	7,276,057	1年内償還予定の社債	100,000
リース投資資産	1,766,045	リース債務	718,712
立替金	2,121,045	未払費用	2,476,437
貯蔵品	1,348,220	未払法人税等	1,148,127
その他	1,077,269	前受警備料	319,608
貸倒引当金	△9,550	預り金	5,798,706
固定資産	28,437,738	賞与引当金	1,291,725
有形固定資産	14,845,350	役員賞与引当金	80,500
建物及び構築物	3,786,245	その他の他	2,091,679
警報装置及び運搬具	5,956,613	固定負債	7,347,145
土地	3,839,853	社債	100,000
リース資産	989,969	長期借入金	2,686,702
その他	272,668	リース債務	1,517,867
無形固定資産	1,301,801	繰延税金負債	2,078,938
投資その他の資産	12,290,585	株式給付引当金	49,545
投資有価証券	9,861,021	退職給付に係る負債	327,754
敷金及び保証金	935,107	資産除去債務	238,707
繰延税金資産	184,848	その他	347,630
退職給付に係る資産	1,072,330	負債合計	26,359,768
その他	277,625	純資産の部	
貸倒引当金	△40,349	株主資本	28,277,694
資産合計	59,792,143	資本金	2,924,000
		資本剰余金	3,006,170
		利益剰余金	22,709,865
		自己株式	△362,340
		その他の包括利益累計額	2,911,584
		その他有価証券評価差額金	2,685,187
		退職給付に係る調整累計額	226,396
		非支配株主持分	2,243,096
		純資産合計	33,432,375
		負債純資産合計	59,792,143

連結損益計算書
(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高		69,070,909
売上	原		54,023,866
販売費及び一般管理費	総		15,047,043
営業外	業		9,871,186
営業外	業		5,175,857
受取利息及び配当金	取	349,518	
受取利息及び配当金	取	116,120	
受取利息及び配当金	取	102,810	
その他	の	84,162	652,611
営業外	業		
支払利息	払	86,782	
支払手数料	払	17,412	
設置転費	備	45,854	
その他	の	38,599	188,649
経常	常		5,639,819
特別	利		
固定資産売却益	定	61	
投資有価証券売却益	資	251,281	
段階取得に係る差益	取	5,434	256,777
特別	損		
固定資産除売却損失	定	6,396	
減損	損	48,266	
投資有価証券評価損	資	5,115	59,778
税金等調整前当期純利益	税		5,836,818
法人税、住民税及び事業税	法	1,811,779	
法人税等調整額	法	89,783	1,901,562
当期純利益	当		3,935,256
非支配株主に帰属する当期純利益	非		267,545
親会社株主に帰属する当期純利益	親		3,667,711

連結株主資本等変動計算書
(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,924,000	3,006,190	19,744,120	△367,129	25,307,182
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△701,966		△701,966
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,667,711		3,667,711
自 己 株 式 の 取 得				△611	△611
自 己 株 式 の 処 分				5,400	5,400
組織再編に伴う変動額		△20			△20
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△20	2,965,744	4,788	2,970,512
当 期 末 残 高	2,924,000	3,006,170	22,709,865	△362,340	28,277,694

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	3,845,984	252,859	4,098,844	2,018,919	31,424,945
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△701,966
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					3,667,711
自 己 株 式 の 取 得					△611
自 己 株 式 の 処 分					5,400
組織再編に伴う変動額					△20
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,160,797	△26,462	△1,187,260	224,176	△963,083
当 期 変 動 額 合 計	△1,160,797	△26,462	△1,187,260	224,176	2,007,429
当 期 末 残 高	2,685,187	226,396	2,911,584	2,243,096	33,432,375

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産			23,042,665	流 動 負 債			14,885,960
現金及び預金			10,908,984	買掛金			2,111,536
受取手形			53,002	短期借入金			1,792,500
未収警備料			6,211,461	未払費用			715,071
売掛金			639,661	未払法人税等			1,556,967
リース投資資産			1,589,649	前受警備料			780,457
貯蔵品			876,206	預賞引当金			260,506
立替金			1,627,111	与引当金			4,870,737
預け金			598,592	員賞与引当金			1,038,784
その他の金			544,273	その他			57,500
貸倒引当金			△ 6,279	固 定 負 債			5,851,363
固 定 資 産			23,981,716	長期借入金			1,850,000
有形固定資産			8,399,513	繰延税金負債			1,533,020
建物			1,244,052	株式給付引当金			1,961,027
警報装置			5,474,361	退職給付引当金			49,545
土地			510,687	資産除去債			151,940
リース資産			962,224	その他			209,735
その他の			208,186	負債合計			20,737,323
無形固定資産			1,087,890	純 資 産 の 部			
ソフトウェア			949,303	株 主 資 本			23,612,930
その他の			138,586	資 本 金			2,924,000
投資その他の資産			14,494,312	資 本 剰 余 金			2,993,018
投資有価証券			9,631,187	資 本 準 備 金			2,781,500
関係会社株式			3,180,174	その 他 資 本 剰 余 金			211,518
敷金及び保証金			857,557	利 益 剰 余 金			18,058,253
前払年金費用			713,190	利 益 準 備 金			236,500
その他の			151,551	その 他 利 益 剰 余 金			17,821,753
貸倒引当金			△ 39,349	別 途 積 立 金			2,865,000
資 産 合 計			47,024,381	繰 越 利 益 剰 余 金			14,956,753
				自 己 株 式			△ 362,340
				評 価 ・ 換 算 差 額 等			2,674,126
				その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			2,674,126
				純 資 産 合 計			26,287,057
				負 債 純 資 産 合 計			47,024,381

損益計算書
(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	55,718,346
売上原価	44,676,086
売上総利益	11,042,260
販売費及び一般管理費	7,534,882
営業利益	3,507,377
営業外収益	
受取利息及び配当金	616,027
受取保険金	87,779
受取補償金	102,810
その他の	47,836
営業外費用	
支払利息	62,277
支払手数料	17,409
設備移転費用	45,854
その他の	19,707
経常利益	4,216,583
特別利益	
投資有価証券売却益	33,999
関係会社株式売却益	54,750
特別損失	
固定資産除売却損	3,982
投資有価証券売却損	201
減損	48,266
税引前当期純利益	4,252,881
法人税、住民税及び事業税	1,181,296
法人税等調整額	83,697
当期純利益	2,987,887

株主資本等変動計算書
(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,924,000	2,781,500	211,518	2,993,018	236,500	2,865,000	12,670,833
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△701,966
当 期 純 利 益							2,987,887
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	2,285,920
当 期 末 残 高	2,924,000	2,781,500	211,518	2,993,018	236,500	2,865,000	14,956,753

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	15,772,333	△367,129	21,322,222	3,842,418	3,842,418	25,164,640
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△701,966		△701,966			△701,966
当 期 純 利 益	2,987,887		2,987,887			2,987,887
自 己 株 式 の 取 得		△611	△611			△611
自 己 株 式 の 処 分		5,400	5,400			5,400
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				△1,168,291	△1,168,291	△1,168,291
当 期 変 動 額 合 計	2,285,920	4,788	2,290,708	△1,168,291	△1,168,291	1,122,417
当 期 末 残 高	18,058,253	△362,340	23,612,930	2,674,126	2,674,126	26,287,057

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

セントラル警備保障株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 直 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

セントラル警備保障株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 直 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図って、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、グループ会社に関わる重要な会議に出席し、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にWeb会議システムを利用して行いました。

これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の共有を図り、適正な監査意見の形成に努めました。

イ 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視し検証いたしました。

ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に必要なに応じて会計監査人の監査に立ち会うとともに、監査活動の状況と結果について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法及び結果に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月25日

セントラル警備保障株式会社
監査役会

常任監査役(常勤)	田端智明	印
監査役(社外監査役)	宮田泰平	印
監査役(社外監査役)	後藤啓二	印
監査役(社外監査役)	三輪美恵	印

以上

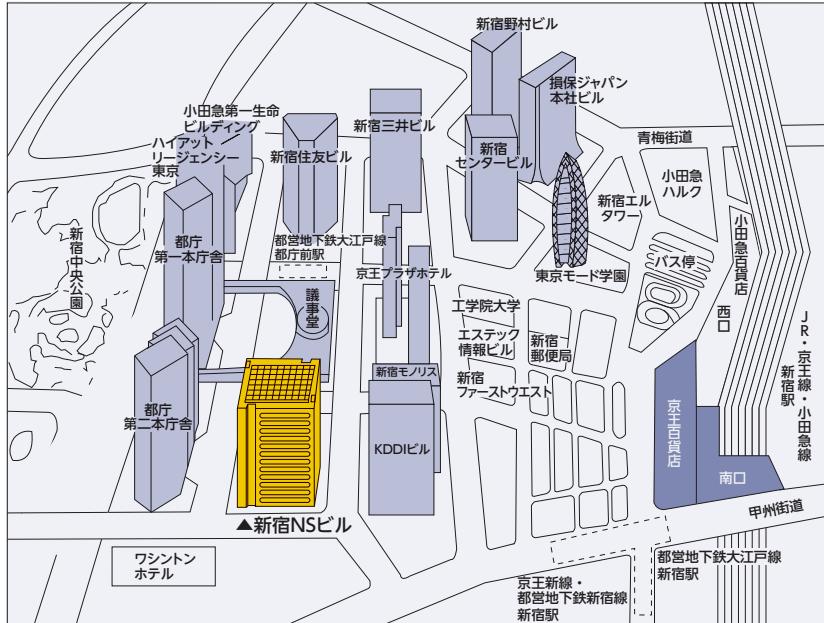
第50回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル 30階NSスカイカンファレンス ホールA・B

※受付は9:00より開始いたします。

※新宿NSビル30階へは1階北側よりスカイエレベーター（展望エレベーター）をご利用ください。



交通：●J R（山手線・中央線・総武線・埼京線）

●京王線 ●小田急線

各新宿駅「南口・西口」より徒歩約10分

●都営地下鉄（新宿線）・京王新線新宿駅「新都心口」より徒歩約5分

●東京メトロ（丸ノ内線）・西武（新宿線）各新宿駅より徒歩約15分

●都営地下鉄（大江戸線）・都庁前駅A3出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりません。ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、新型コロナウイルス感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会ご出席株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

セントラル警備保障株式会社

〒163-0831 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル TEL.03-3344-1711 (代)



読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。